

農地行政の実務はこの一書で！

令和8年版

農地六法

監修

農林水産省経営局農地政策課

「農地法関連政省令・通知」
を完全収録！

本年版の特色

「遊休農地の利用意向調査の変更」「農地転用許可の例外規定の追加」など農地法施行規則等の改正を反映させたほか、新たに2件の通知を収載しました！

A5判・ケース付・総頁3,070頁
定価8,360円（本体7,600円）送料570円
ISBN978-4-7882-9655-8

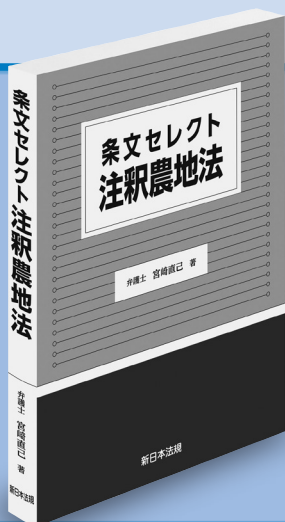
*本書の本文紙は、古紙配合率70%、白度61%程度（グリーン購入法適応）を使用しております。

☎ 0120-089-339（通話料無料）
受付時間 9:00～12:00 13:00～16:30（土・日・祝日を除く）

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>



併せてご利用ください



条文セレクト

注釈農地法

著 宮崎 直己（弁護士）

重要条文を詳細に解説！

A5判・総頁244頁
定価3,300円（本体3,000円）送料410円
ISBN978-4-7882-9345-8

第一章 農地法關係法令

- ◎農地法施行法
- 農地法施行令
- 農地法施行規則
- 農地法による不動産登記に関する政令

- 農地法の一部について
- 農地関係事務等について
- 農地転用及び相談・苦情処
- 市町村条例に

- 農地法の一部を改正する法律の施行について
- 農地関係事務処理の迅速化及び適正化等について
- 農地転用及び農業振興地域制度に係る相談・苦情処理窓口の設置について
- 市町村条例に基づく農地の保全及び効率的な利用を確保する取組みを促進するための農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び農地法施行規則の一部を改正する省令の施行について
- 違反転用への迅速な対応について
- 農地転用許可事務の適正化及び違反転用の是正に係る取組の強化について
- 違反転用の是正に係る取組の強化等について
- 農地転用許可事務の適正化及び簡素化について
- 違反転用への適切な対応について
- 農地について所有権に係る移転請求権保全の仮登記及び条件付権利（又は期限付権利）の仮登記の申請があった場合の取扱いについて
- 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて
- 農地転用許可を伴う建築条件付売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについて

- 国稅滞納処分による農地等の公売の処理手続について
 - 国有林野の管理経営に関する法律第二条第一項に規定する国有林野（農地等）の売払い等の処理手続について（申請等を行う際の留意事項）
 - 国有林野の管理経営に関する法律第二条第一項に規定する国有林野（農地等）の売払い等の処理手続について（申請の受理等を行う際の留意事項）
 - (三) 遊休農地対策（非農地判断）関係
 - 非農地判断の徹底について
 - 非農地判断した土地の地目変更登記の申出について
- (四) 農地転用関係

- 第二章 農業経営基盤強化促進法
関係
第三章 農地中間管理事業推進法
関係
第四章 都市農地・市民農園関係
第五章 農業振興地域の整備に関
する法律関係
第六章 農業委員会・農業者年金
基金
第七章 農業金融の概要
第八章 地域再生・再生エネルギー等
第九章 関係法令
索引
- ※内容を一部変更することがありますので、
ご了承ください。
- など

令和8年版の主な改正内容

〈新しく登載された法令等〉

- 景観法運用指針の制定について

など2件

〈一部改正された法令等〉

- 農地法施行規則
- 「農地法の運用について」の制定について
- 農地法関係事務処理要領の制定について
- 農業経営基盤強化促進法の基本要綱
- 農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて
- 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則
- 農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱
- 市民農園整備促進法施行規則
- 農業振興地域の整備に関する法律施行規則
- 集落地域整備法施行規則
- 景観法
- 農業振興地域制度に係る税制上の優遇措置について
- 独立行政法人農業者年金基金法施行規則
- 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

など40余件

内容見本 [A5判縮小]

第一章 農地法關係

〔法令〕

○農地法

改正 昭二八法一九四・法二二三、昭二九法二二
（昭和二七・七・一五）
法二二九

○・法一八五、昭三・法二・法二四八、昭
三・法六九・法七二、昭三四・法二四八、昭

三五法一四、昭三七法六七・法二二六・法

一四〇・法一六一、昭三八法一三四、昭三

三法一〇〇、昭四五法八・法一三・法五五・

法五六・法七八、昭四六法五〇・法二三〇、
昭四七法五二、昭四九法四三、昭五〇法三

九、昭五三法八七、昭五四法五、昭五五法

六五・法六六・法六七、昭六〇法九〇、昭

四、平元法四五、平二法二一·法四四、平

三法七九、平五法七〇・法七二・法八九、

一一法五〇・法七〇・法八七・法一六〇、

平二法九一・法二四三、平二三法三九・

法八〇、平一四法一三〇、平一六法八四、
法一二四、法一四七、法二五二、平一七法

五三・法八七、平一九法四八、平二〇法八、

平二一法五七、平三法三五、法一〇五、
平二五法八一、法一〇一、法一〇二、平二

[illegible]

一 法令 農地法（目次、二条）

目次

第一章 総則（第一条―第二条の二）
第二章 権利移動及び転用の制限等（第三条―第十五条）
第三章 利用関係の調整等（第十六条―第二十九条）
第四章 遊休地に関する措置（第三十条―第四十一条）
第五章 雑則（第四十三条―第六十三条の二）
第六章 罰則（第六十四条―第六十九条）
附則

第一章 総則

（目的）
第三条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民の生活の限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自ら所有する農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することとを目的とする。

第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいふ。

2 この法律で「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族（次に掲げる事由により一時的に住居又は生計を異にする親族を含む）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内の親族をいう。

一 疾病又は負傷による療養
二 就学
三 公選による公職への就任
四 その他農林水産省令で定める事由

3 この法律で「農地所有適格法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する公開会社をいう。）でなくとも）に限る。以下同じ。又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）以下同じ。次に掲げる要件の全てを満たしているものをいう。

一 その法人の主たる事業が農業（その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百